

中央教育審議会大学分科会留学生部会中間報告

「新たな留学生政策の展開について」意見

平成15年度の留学生受入数は現段階では公表されていないが、「はじめに」で述べているように「目標の10万人を超えるのは確実な状況」にあるといえよう。この時期に「ポスト留学生受入れ10万人計画」として、今後5年程度のがわ国における留学生政策のあり方を示した「新たな留学生政策の展開について(中間報告)」が取りまとめられたことは、意義深いことである。

さらに、これまでの受入れの量的拡大を中心とする政策から、諸外国との相互交流を重視する政策へと転換を図るとともに、各機関で留学生の質の確保と受入れ体制の充実に努めるとする点は、国際社会の中でわが国が当然果たさなければならない責任について言及したものとする。

このような新たな政策を積極的に推進していくためには、個々の機関の現状をつぶさに分析することが何よりも重要であるといえよう。専門学校に学ぶ留学生は、平成14年度17,173人(対前年度約5千人の増加)であり、今年度、全留学生に占める割合はほぼ2割に上ると推察される。留学生数において、大学学部、大学院に次いで実績を上げている事実こそ、我々専門学校がわが国の留学生政策に果たす役割の大きさを示している。

しかしながら、この役割の大きさに反して、専門学校と大学との間には留学生受入れに関して様々な格差が存在する。たとえば、(1)専門学校に対する国からの経常費補助がないこと、(2)授業料減免学校法人への援助措置が専門学校に適用されていないこと、(3)専門学校における国費留学生数の割合が大学に比べて低いこと、(4)専門学校留学生に対する学習奨励費の給付の割合が大学に比べて低いこと、(5)(財)日本国際教育協会が国の補助を受けて実施する留学希望者への情報提供事業に専門学校の個別参加が認められていないこと、(6)専門学校に留学する場合にのみ一定の日本語能力が入国在留審査の際の要件となっていること、などである。このような格差にさらされながらも、専門学校は目標とされる2万人近くの留学生を受入れているのである。

本中間報告では、このような現状が見過ごされるどころか、専門学校留学生に関して一言の記述もされていない。このことは本中間報告をまとめた大学分科会留学生部会の委員に、専門学校

の関係者が1人もいないことに起因していると考える。留学生政策がわが国の重要な教育政策である以上、わが国の留学生受入れの実状を踏まえた委員の人選が行われ、できるだけ幅広い観点から議論がなされるべきであったはずである。

もちろん、本中間報告で使用されている「大学等」という表現の中に専門学校が含まれていることは、「はじめに」で「我が国の大学等で学ぶ留学生の数は、平成14年5月には95,550人に達し」と専門学校留学生数を含んだ数を挙げていることから判断はできる。しかしながら、「大学等」とは具体的にどのような教育機関を指すのか記載されておらず、極めて不明瞭であると言わざるを得ない。「大学等」という表記を用いるならば、その定義をまず明示するべきである。

さらに言えば、受入れる教育機関の格差に言及することなく「大学等」という言葉で一括りにし、すべてを一様に論ずる本中間報告は、具体的施策の実現の可能性を論じていないことと同様であろう。これまでの留学生政策は、「大学等」の言葉ですべての留学生受入れの現状と将来を一括りにできるほど、学校種によって一律ではなかった。今後のあるべき方向性と施策の推進の前提として、現状の留学生制度の改善すべき課題を、まず洗い直すことが重要である。留学生制度の整備がなされることによってはじめて、それぞれの教育機関が本中間報告に記載されている留学生交流の意義を理解し、新たな方向性とそれに向けての具体的施策が現実のものとなる。

専門学校が大学と同様により良い留学生交流を推進していくため、留学生部会において、これまで専門学校が留学生政策に果たしてきた役割を評価・検証し、大学との制度的格差を是正することの必要性について最終報告書に盛り込まれることを強く要望する。

以上